

参考見積募集要領

次のとおり単価参考見積を募集します。

令和 7 年 10 月 9 日

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所
所長 土田 百合子

1. 目 的

この参考見積の募集は、当機構が予定している工事の積算において参考とするため単価等を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (2) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 提出期間：令和 7 年 10 月 10 日(金) から令和 7 年 10 月 24 日(金) まで
持参する場合は、上記期間の土日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時まで
- (2) 提出先
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 所長 土田 百合子 宛
【担当】管理課 小野
〒276-0028 千葉県八千代市村上 3139
TEL 047-483-0722 FAX 047-483-0709
- (3) 提出方法
書面は持参、郵送または F A X（社印があること）により提出をお願いします。
- (4) 提出様式
参考見積書の様式は、別添資料-3 のとおりとします。

4. 参考見積内容

- (1) 基本条件
別添資料-1 「見積仕様書」及び別添資料-2 「見積参考図面」のとおりとします。
- (2) 見積条件
 - ① 納入場所は千葉県長生郡長柄町とします。
 - ② 参考見積書の有効期間は令和 8 年 3 月 31 日までとします。
 - ③ 参考見積書に提出年月日を記入するものとします。
 - ④ 見積金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額としてください。
 - ⑤ 参考見積書に、消費税及び地方消費税が含まれないことを記載してください。
- (3) 工事費の構成と参考見積徴取範囲

- ① 本参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（機械設備工事編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 参考見積徴取範囲は基準書で定義されている純工事費（直接工事費及び共通仮設費）のうち、上記（１）に示された内容を実施するために必要な資機材の単価等を徴取します。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- （１）提出期間：令和 7 年 10 月 10 日（金）から令和 7 年 10 月 17 日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時まで
- （２）提出場所：3. （２）に同じ。
- （３）提出方法：3. （３）に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- （１）閲覧期間：令和 7 年 10 月 20 日（月）から令和 7 年 10 月 24 日（金）まで
- （２）閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

誠に勝手ながら、参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、工事等の指名または競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、工事積算の目的以外には使用いたしません。

以 上